



埼玉県報

第 2927 号
平成 29 年(2017 年)
8 月 18 日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県次期給与管理システム構築基本計画策定業務委託に関する落札者等の公示(情報システム課)
- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 納税証紙売りさばき人指定に関する告示(税務課)
- 埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託(少子政策課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 熊谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 三芳町富士塚土地地区画整理組合の定款の変更(市街地整備課)
- 幸手都市計画事業道仏土地地区画整理事業の事業計画の変更認可(第 8 回)(市街地整備課)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第 5 区 さいたま市大宮区)の選挙期日等(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第 5 区 さいたま市大宮区)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第 5 区 さいたま市大宮区)における開票の事務と選挙会の事務の合同(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第 5 区 さいたま市大宮区)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第 5 区 さいたま市大宮区)における選挙運動に関する支出金額の制限額(選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第九百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県次期給与管理システム構築基本計画策定業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成29年 6 月 19 日

4 落札者の氏名及び住所

アビームコンサルティング株式会社 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

5 落札金額

47,304,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年 5 月 2 日

告 示

埼玉県告示第九百十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十九年八月二十二日（火）から九月十五日（金）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成三十年三月下旬から四月上旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

(1) 平成二十九年九月二十三日（土）

平成二十九年九月二十四日（日）

(2) 平成二十九年九月二十五日（月）

平成二十九年九月二十六日（火）

(3) 平成二十九年九月二十八日（木）

平成二十九年九月二十九日（金）

ロ 試験場の位置及び名称

(1) 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

(2) 東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

(3) 東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

告示

埼玉県告示第九百二十号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第四十二条第一項の規定により、納税証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第九項の規定により告示する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 納税証紙売りさばき人の住所又は所在地、氏名又は名称及び納税証紙の売りさばき場所

住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区宮町三丁目一番六号
氏名又は名称	株式会社アイヴィジツト
納税証紙の売りさばき場所	さいたま県税事務所（さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号） 川越県税事務所（川越市新宿町一丁目十七番地十七） 春日部県税事務所（春日部市大沼一丁目七十六番） 越谷県税事務所（越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号）

二 指定年月日

平成二十九年七月二十七日

三 指定期間

平成二十九年八月二十一日から平成三十年一月三十一日まで

告示

埼玉県告示第九百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十一条の六及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務	東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 小林 英利	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク寄居

埼玉県大里郡寄居町寄居九百二十五―二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外二者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年四月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千三百十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二〇二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ベルク 午前九時から翌午前零時

未定二者 午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場① 午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年七月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年八月十八日から平成二十九年十二月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年八月十八日から平成二十九年十二月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

宮代町全域

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

二 作業種類

公共測量（三・四級基準点測量）

三 作業地域

草加市松原四丁目

四 作業期間

平成二十九年八月十四日から平成三十年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百二十五号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量・四級基準点測量・境界点座標変換）

三 作業地域

北足立郡伊奈町中央部

四 作業期間

平成二十九年八月二十一日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第九百二十六号

熊谷市から熊谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町富士塚土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十五年二月五日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び同字東の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百五十番地一

五 設立認可の年月日

平成二十五年二月五日

六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百五十番地一」から、「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五千二百七十一番地」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十九年八月十八日

告 示

埼玉県告示第九百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

宮代町道仏土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十四年二月十二日から平成三十三年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目、宮代三丁目及び字道佛の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百十五番地一

五 設立認可の年月日

平成十四年二月十二日

六 変更認可の年月日

平成二十九年八月十八日

告 示

埼玉県選管告示第三十一号

埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）を次により行う。

平成二十九年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

- 一 選挙期日 平成二十九年八月二十七日
- 二 選挙すべき議員数 一人

告 示

埼玉県選管告示第三十二号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十九年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

選挙長

埼玉県さいたま市大宮区三橋四丁目八百二十六番地五 石 塚 眞

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二百九十七番地 大 野 正 美

告 示

埼玉県選管告示第三十三号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十九年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

告 示

埼玉県選管告示第三十四号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十九年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十九年八月十八日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第三十五号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十九年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一一、九七五、六〇〇円